

奈良県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山広陵線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
1 0 8	生駒郡安堵町大字 東安堵一〇五三番 一号から 生駒郡安堵町大字 東安堵一一四三番 四号まで	前	六・一 、 一六・八	一一〇・〇	
	生駒郡安堵町大字 東安堵二〇五番四 号から 生駒郡安堵町大字 東安堵一一四五番 二号まで	後	八・六 、 二七・八	一〇八六・七	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成三十年三月九日